



委員会報告

3月定例会

各委員会で議論となったものを委員長がまとめたものです。特別委員会も報告をしています。

総務文教委員会

委員長 池田 光政

当委員会では、条例制定6件、補正予算、専決処分1件、追加議案2件の審査を行った。

追加議案の八女・筑後広域市町村圏事務組合の共同処理に関する議案は、星野村にある「池の山荘」を星野村に所有権を移すための議案である。

筑後市は建設に伴う経費の10%を負担したが、運営に要する経費は、星野村が100%負担しているとの説明があり、全員賛成した。所有権移転後は、星野村が選定する指定管理者が運営する。

筑後市長、助役及び教育長の給与に関する条例制定については、調整手当を地

域手当に改め、市長10%、助役及び教育長をそれぞれ5%引き続き削減するものであるが、篠原委員ほか賛成者5人より「市長、助役及び教育長が地域手当支給地域に長期に勤務することは考えられないことから、条例から地域手当を削除する」旨の修正案が提出され、修正案が全員賛成にて可決された。

筑後市職員の給与に関する条例制定については、新給料表の導入及び調整手当を廃止して地域手当を新設するものであるが、支給対象者は、地域手当支給地域に派遣等により在勤する職員に限ることから、市役所に勤務する職員には4月1

日より支給しないとの答弁があり全員賛成し可決をした。その他の議案と補正予算、専決処分については全員賛成し可決した。



厚生委員会

委員長 貝田 義博

条例改正8件、補正予算4件を審査し、全議案を可決した。

地域包括支援センター設置条例の制定は、介護保険法の改正に伴い新たに「市健康づくり課」内に同センターを設置するためのもの。

高齢者が介護に陥ることや介護認定の度合いが上がることへの予防や介護相談事業などを実施するとし、内容については特集版を全戸に配付して周知を図っていくことが述べられた。

市立病院居宅介護支援事業所設置条例制定については、従来の在宅介護支援センター事業を引き継ぐものだが、今後は正規職員に代わり嘱託のケアマネージャーに、また地域医療支援室との連携を強化するとしている。なお1年限りの設置である。

市立病院事業の設置等に関する条例改正では、市立病院に感染症対象の2病床を追加設置することに加え、急性期病院（注※）を目指

す取組みとして4月から副院長2人制の導入や看護部長を外部から採用するなどの方針が示された。

平成17年度一般会計補正予算では、消防職員の殉職に伴う賞じゅつ金が審議の焦点となった。

審査の中では、賞じゅつについて「特別」の定義について質疑が出された。執

行部からは「特別」とは「火事や災害時の出勤に際して適用」されるものであり、今回は訓練中の事故が災害の発端であることから一般の賞じゅつに該当するものとし、その最高額を支給するものと判断した旨の説明があった。採決の結果、賛成多数により可決。



古川地区介護予防拠点施設「古川ふれあい・いきいき館」

(注※…積極的な治療が必要とされる、病状が不安定な患者を中心に、高度な医療を提供する病院)